



昭和56年2月10日

(毎月1回10日発行)

昭和43年4月11日
定価一部60円 第204号(4)

八十年新春の幕明けは、内
外では日本の輸出増に対する海
外の風当たりが、異状とも思われ
る程強く、その対応がせまられ
ている。このことは、石油をば
じめ、産業発展に大切な有限資
源を持とも思われる日本の經濟
にとって、誠にきびしいもので
ある。

然しながら、常にきびしいと
感されるなかで、大企業は結構
乗り切り、立派な経営成績を維
持している。企業努力によるもの
とはいながら、中小企業の方
は大変に厳しい状態である。

物価の上昇に見合ひながら、
が今の中企業、特にその製造
業であろう。

コストの回収さえまともならぬ
かの中小企業、特にその製造
業であろう。

斯く眺めてきたとき、なぜ、
かかる環境に甘んじなければな
らないか、一方ではその対応能
力、經營に対する真摯な反省が
足りないことを指摘せざるを得
ない。そこで、企業収益増が難
かければ、せめて節税により
少しでも内部留保をはかる工夫
が大切なことは、云うまでもな
い。以下、中小企業における二
三の節税について述べてみよう。

一、妥当な役員報酬額

法人税と、所得税の仕組みを
比較した場合、法人税は、大体
実効税率が五〇%であるから、
これに見合までの給与はでき
るだけとり、これをオーバーす
る給与は取ることは、必ずしも
得策とはならず、損ということ

が最も節税につけて述べてみよう。

二、節税につながる講事録の書
方

役員報酬を事業年度中途で変
更し上げした場合、税法上では
役員賞与とみなされ、損金には
ならないが、本年のように、不
安定な経済の流れによると、多
くの資金繰りに見合った額を少しで

取締役(月額50万円)より、多
くの相続税節約が可能となる。

56年1月より
同年内月より
(課税対象額)

56年1月より
(課税対象額)